

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第 12 級に該当するとして、障害等級には該当しないと決定した原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は事業場の荷物用リフトを使用していた際に、2 階から荷物とともに 1 階に停止していたリフト荷台上に転落し、腰部・臀部等を負傷した。負傷後、○病院を受診し「左腸骨々折」と診断され、加療の結果、平成○年○月○日に治癒となった。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）別表第 1 に定める障害等級（以下「障害等級」という。）に該当しないと、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

左腰部の痛み、左下肢の痺れ及び左腰部の変形が残存しており、これらの障害は障害等級に該当する。

障害等級に該当しないと監督署長が認定したのは、私に残存する障害に対する精査、評価がなされていないからであり、監督署長の不支給処分には納得がいかない。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

請求人は、左腰部疼痛等が残存しており障害等級に該当すると主張していると思われるが、神経症状について今後改善するとの医師意見より、障害等級不該当とし不支給とするのが妥当である。

4 審査官の判断

(1) 請求人に残存する障害

ア 骨盤骨（体幹骨）の変形障害について

左骨盤骨（腸骨）は、エックス線写真上、著明な変形ゆ合が認められ、その変形は裸体において明らかに分かる程度のものであり、「鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの」（障害等級第 12 級の 5）に該当する。

イ 神経障害（左腰部の疼痛等）について

主治医は、骨盤骨折による皮神経（知覚神経）等の神経障害があったが、改善するものと思われる旨所見している。一方、地方労災医員は、骨盤骨折部の軟部組織（神経、血管等）の損傷に起因する神経症状（強度な程度ではない）が相当長期間にわたり残存する旨所見している。

当審査官としては、地方労災医員の意見にあるように負傷時の骨盤骨折が高度である

こと、治ゆ時において骨盤骨に著明な変形ゆ合が認められることなどから、頑固な程度ではないが左腰部に疼痛等の神経症状が消退することなく相当長期間に亘り残存するものと考えられ、「局部に神経症状を残すもの」（障害等級第 14 級の 9）に該当する。

(2) 結論

以上から、請求人の障害のうち、神経障害は変形障害と通常派生する関係にあると認められることから、本件障害は併合の方法を用いることなく上位等級である障害等級第 12 級をもって決定する。

したがって、監督署長が請求人に対して行った障害等級には該当しないと決定した旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。